

I 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

近年、ライフスタイルの変化や価値観が多様化することで、栄養の偏りや食生活の乱れによる心身への影響、伝統的食文化に対する関心の低下、欠食や孤食の増加、食の安全など、様々な問題が生じています。

これらに対応するため、国においては「食育」を国民運動として推進していくため、平成17年7月に「食育基本法」を制定し、その後、「食育推進基本計画」及び「第2次食育推進基本計画」、「第3次食育推進基本計画」が策定されました。愛媛県においても、「愛媛県食育推進計画」及び「第2次愛媛県食育推進計画」、「第3次愛媛県食育推進計画」が策定されました。

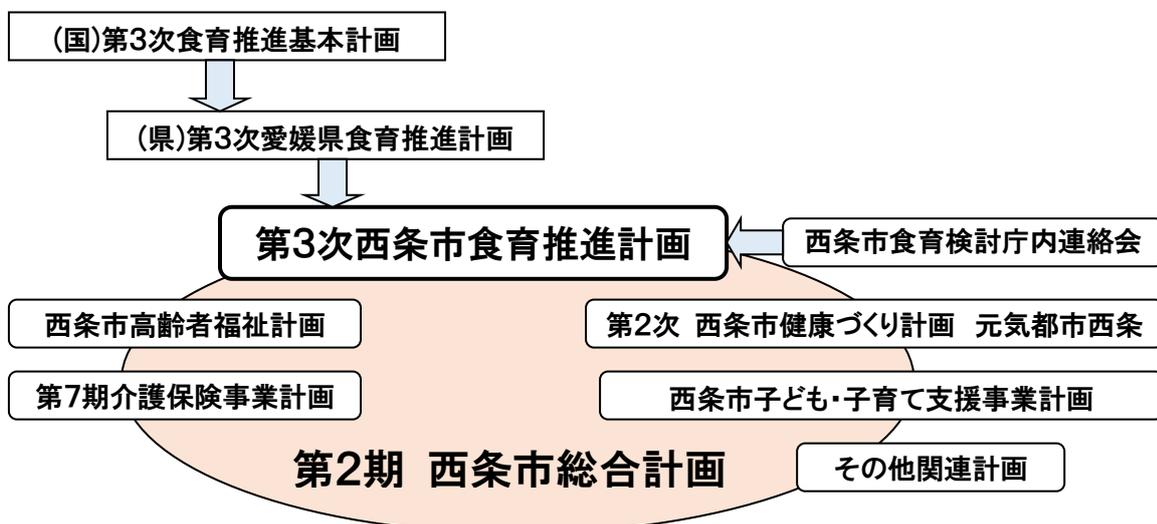
西条市においては、市全体で「食育」を推進していく地域づくりをめざし、平成23年度を初年度とした「西条市食育推進計画」を策定し、さらに、「周知」から「実践」へと、継続的に食育を推進していくために、平成26年度に「第2次西条市食育推進計画」（以下「第2次計画」）を策定しました。

このたび、第2次計画の計画期間が終了することから、これまでの取り組みや新たな課題を踏まえ、実践の環を広げていくために「第3次西条市食育推進計画」（以下「第3次計画」）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の理念をふまえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として策定するものであり、食育に関する基本的な事項について定め、家庭、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校、地域、行政が役割に応じ、連携をとりながら食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。

また、その策定にあたっては、第2期西条市総合計画や健康づくり支援計画「第2次西条市健康づくり計画 元気都市西条」をはじめとする関連計画等と整合性を保つものとしします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間とします。また、計画期間中に状況の変化等により、見直しの必要が生じた場合には、計画の期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の推進

食育は幅広い分野に関わることから、行政機関をはじめとして、様々な関係機関・関係団体が連携し一体的に取り組むことが必要となります。そのため地域を中心として、食育に関わる関係機関が担う役割を明確にし、相互の連携を図るとともに、庁内組織に連絡会を設置し、事業実施に関する情報交換や計画立案などを行い、食育を推進します。

